

四日市市告示第 23 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 1月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	阿倉川10号線	大字西阿倉川字西山1273-5	24.1~27.9	40.7	区域を変更する 幅員を変更する
		大字西阿倉川字上野835-1	2.5~5.5	469.7	
		大字西阿倉川字西山1273-5 大字西阿倉川字上野835-1	2.5~27.9	469.7	